

# 平成26年度 総務教育常任委員会行政視察報告書

## 1. 視察日程

平成26年10月29日（水）から10月31日（金）まで

## 2. 視察先及び視察内容

- (1) 東京都調布市  
議会改革の取り組みについて
- (2) 長野県松本市  
議会活性化の取り組みについて

## 3. 参加者

副委員長 横 垣 成 年  
委 員 川 下 八十美 石 田 勝 弘 浅 利 竹二郎  
村 中 徹 也 鎌 田 ちよ子 山 本 留 義

## 4. 視察内容

### ◎東京都調布市（10月29日（水））

#### 【市の概要】

人口約22万4,000人の調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、市の中央部を東西に走る京王線と国道20号（甲州街道）や中央自動車道があり、これに沿うような形で市街地を形成している。また、新宿副都心から約15キロメートル圏内にあり、交通利便性に恵まれた立地特性を有している。

#### 【調査事項】

議会改革の取り組みについて

説明者・・・調布市議会議長	林 明 裕
調布市議会副議長	小 林 市 之
調布市議会事務局長	小 林 明 信
調布市議会事務局次長	堀 江 正 憲

#### 【概要】

《議会改革検討代表者会議》

##### ①設置までの経緯

平成12年の地方分権改革以降、調布市議会も議会運営の改革、改善に取り組むため、平成15年に「議会改革協議会」を設置し、各会派の代表者から提出された130項目について検討・協議を行ってきた。

そして、平成23年の改選後、会派代表者会議において各会派代表者からの提案に基づき、改めて議会改革に取り組むことについて全会派から同意を得た。その後、当時の正副議長が協議し、平成23年6月に「議会改革検討代表者会議」として設置し、本格的な協議がスタートした。

また、通常の代表者会議は非公開としているが、各会派の代表から公開すべきとの意見が多く出され、同じメンバー構成であるが新たな会議体として設置した「議会改革検討代表者会議」は、これまでに33回行われた会議日程及び結果の全てをホームページや市議会だよりで公開している。

## ②検討対象項目と協議の調整

検討項目は先例・申し合わせを含む議会運営に関する事項全般とし、各会派から検討事項について提案をしてもらい、会派代表者によるプレゼンテーションを行い127項目について検討することとした。協議の調整は、翌年度の予算措置が必要な項目や早急に対応が可能なものを優先して協議を進めた。



協議の手法としては、提案会派から趣旨説明を再度行い、それについて各会派を交えて意見交換し、合意に達すれば改革事項として実施、不調の場合は協議内容を踏まえて正副議長が調整したうえで、修正案を再提案し再度協議することを繰り返し行った。

なお、最終的に同意に至らない場合は現状どおりとした。

## ③中間報告会の実施

「議会改革検討代表者会議」には各会派の代表者が出席しているが、多数会派や1人会派で議員同士の認識にずれが生じることから、これまでの会議の状況を共有化するために必要に応じて全議員を対象に中間報告会を5回開催し、共通理解を図った。

## ④議会基本条例の制定

各会派から基本条例の制定について提案があり、具体的な協議に入った。策定における特徴としては、127改革提案項目のうち合意に達した項目を条例の骨格とすることを確認し協議を始めた。規定することで実効性を担保することもあり、改革協議の最終段階として条例の制定を位置付けた。

## ⑤合意に基づいて実施した事項

議会報告会の開催、陳情・請願者からの趣旨説明、一般質問の一問一答、常任委員会のインターネット中継、児童及び乳児の本会議並びに委員会の傍聴を許可、視察等報告書の公開、市議会だよりの市内全戸配布など26項目。

## 《議会基本条例制定後の実施状況》

### ①開かれた議会と情報公開

傍聴者の環境整備として本会議場の議員席側の一部を改修し、車椅子用の傍聴スペースを確保。これまで数名の市民が利用している。その他、手話通訳、要約筆記も行っており、これまで手話通訳が2回、要約筆記1回の実績がある。

また、各常任委員会の視察報告書をホームページで公開、常任委員会のインターネット中継も実施している。

#### ②広報広聴機能の充実

議会だよりの配布方法を従来の新聞折り込みから全戸配布へ変更したほか、委員会及び全員協議会等の協議又は調整を行うための場を原則として公開することとした。

議会報告会は年1回1会場で全議員が出席し行い、第1回定例会後の5月に開催している。これまで2回実施し参加者数は各60人程度である。第1回目の開催では不慣れな点もあり、厳しい苦情も受けたが、第2回目は開催方法等を見直し市民からは好評を得ている。今後の課題として、現在は年1回の開催だが、合意が得られれば改選後からは複数回（予算・決算後）開催する予定である。

#### ③議員研修会の充実

議会全体としての研修会を年1回開催している。これまで、ICT関係、首都直下型地震対策として東京ガス本社の防災センターを視察したほか、有識者の大学教授を講師に招いて「住民自治の根幹としての議会」についての講演会を実施するなど活発に行われている。

#### ④政務活動費

調布市議会では以前から領収書の添付を原則としていたが、用途別支出内訳の公開、収支報告書、収支関係書類の公開を改めて基本条例に位置付けた。

#### ⑤今後の取り組みと課題

議員の政治倫理については別に定めることとしており、現在議会運営委員会で協議中である。また、改革協議の中で合意に至らなかったが中・長期的な課題項目として議会のICT化の推進、通年議会がある。議会のICT化の推進については、一般質問においてパワーポイントの使用、パソコンやタブレットの持ち込みなど、先進地の事例を踏まえ研修を行い、今年度中に試行実施も含め検討中である。また、通年議会について現段階では課題整理をする予定である。

### 《議場放送システムとインターネット中継》

#### ①導入までの経緯

平成15年に設置した「議会改革協議会」で、会議の市民向けテレビ放映等について協議し、市役所庁舎モニター及びインターネットの活用を優先的に実施していくことで合意。この合意に伴い、昭和62年に導入した放送システムの更新が協議され、基盤整備としてパソコンを使用し、鮮明な音声と映像を配信するシステムの構築が必要であり、更新にあたっては、簡単な操作性と将来的にインターネットによる映像の配信が可能なシステムとして、平成17年に設備の更新を行っている。

また、平成20年6月に、「調布市議会のテレビ中継、インターネット配信に

関する陳情」、9月には「市議会のインターネット中継を求める陳情」が提出され、3月定例会で審議し全会一致で採択、趣旨採択とした。

その後、インターネット中継について継続的に協議され、モニター録画の視聴会、デモンストレーションを実施し、全議員で議場でのカメラ画角などを確認した後、平成21年12月定例会から実施。また、平成23年に設置した「議会改革検討代表者会議」において、常任委員会のインターネット中継の提案があり、平成25年3月から委員会審査の中継を開始した。

## ②導入経費等

### (1) 調布市議会議場放送システム

ア) 契約金額：28,920,150円（指名競争入札）

イ) 工期：平成17年6月6日から平成17年11月30日まで

ウ) 保守金額：1,012,716円（平成26年度）

### (2) 市議会インターネット映像配信運營業務委託料

ア) 平成21年11月から平成26年3月まで（長期継続契約）

4,324,005円（月額81,585円）

※内訳：初期設定費用 818,055円

映像配信システム及び諸経費 3,227,700円

サーバー・ルーター・機器関係保守 278,250円

イ) 平成26年4月から平成27年3月まで 816,000円（月額68,040円）

## 【主な質疑】

Q 会派構成について。

A 一人会派も認めているが、交渉会派としては2人以上としている。なお、一人会派は代表者会議及び議会運営委員会においてはオブザーバーとして出席し、表決権を持たないが発言は認めている。

Q 議会だよりの発行回数と編集体制について。

A 基本的には定例会毎の年4回発行し、場合によっては特集号の発行がある。編集体制は、正副議長と各会派から1名の合計13名の広報委員会が編集を行っている。また、一般質問実施者に対してあらかじめ文字数を決め、質問内容については事務局で確認、答弁については事務局を通して理事者側に確認をしてもらい、指定された文字数



になるような制約を設けて各議員にお願いし、最終的に事務局で集約し一般質問実施者から確認を得ている。なお、掲載内容については各議員に任せている。

Q 議会改革の取り組みによる議会費の推移について。

A 議会費は固定費が多いため、議会改革による予算の極端な増減はない。予算と

は関係ないが、議会改革により事務局職員が1名増員となった。

Q 議会だよりの配布方法について。

A 以前は新聞折り込みで配布していたが、市報の配布が戸別対応になり戸別にポスティングする業者に依頼する方法に変わったこともあり、それに合わせて議会だよりの新聞折り込みから市報と同様の方法で実施することとした。市内のポスティング業者に委託し全世帯に配布しているが、新聞折り込みに比べて委託料は割高である。

Q 常任委員会の開催状況について。

A 主に定例会中の開催で付託議案の審査が中心である。各委員会で対応は異なるが、閉会中は陳情・請願の審査のほか、委員会協議会で行政視察の内容について議員間討議を実施し、委員会として行政に何か提案できないか模索している委員会もある。閉会中に議会全体として共通認識を持つための研修会、個人や会派としての勉強会等も行っているが委員会単独ではない。

Q 議会報告会で出された要望等の回答について

A 市長が行うふれあいトークと違い、議会報告会はそれぞれの政党、会派で意見が異なり、市民の意見に対する考え方が場合によっては違う。議会全体として受け止め、個人の回答ができないというもどかしさがある。前回の報告会で保育所に入所できないという意見があり、所管の委員長が詳しく話を聞いたうえで理事者側に伝え、その後は担当部局又は所管の委員長を通じて回答したケースはあったが、正式な回答方法はまだ体系立てておらず、今後の課題でもある。

#### 【委員の所感】

- ・ 当市でも議会だよりを発行するべきと感じた。また、議員研修会の実施、議員の政治倫理についても協議するべきである。
- ・ 議会改革の検討については、会派の思惑や議員個人の考え方に違いがあり、困難であったと感じるが、当市の会派代表者会議に似た形式で、正副議長が前面に出て対応している。当市のように報告を受ける形よりスムーズな感じを受けた。議会改革は緒についたばかりであるが、議員個々の意識も改革・向上しなければならない。
- ・ 議会だよりの配布方法、報告会の周知方法等は都会的であるが、当市でも取り入れていきたいと思った。
- ・ 資質向上、レベルアップに積極的に取り組んでおり、当市の議会改革に学ぶ点が多かった。
- ・ 議会基本条例は全国的に制定されているが、各自治体に合った条例に向かって進めていくべきと感じた。

## ◎長野県松本市（10月30日（木））

### 【市の概要】

松本市は、本州および長野県のほぼ中央に位置し、国宝松本城を中心とする旧城下町である。平成22年3月までに1町4村と合併し、現在の人口は約24万2,000人、面積は978.77平方キロメートルで県内1位の広さを誇り、森林面積は7万4,000ヘクタールで、市域全体の約81パーセントを占める。

### 【調査事項】

議会活性化の取り組みについて

説明者・・・松本市議会議会運営委員会委員長	犬飼 信雄
松本市議会議会運営委員会副委員長	上條 俊道
松本市議会事務局次長補佐	逸見 和行
松本市議会事務局主査	金井 真澄

### 【概要】

《松本市議会の主な特徴》

#### ①委員会の任期

各常任委員会の任期を1年としている。任期を2年とする意見も出たが、議員在任中に構成する4常任委員会全てを経験できることが最大の理由である。

なお、議会運営委員会の任期も1年である。

#### ②議会子ども控室

市民に開かれた議会とするため、育児等で傍聴できない保護者等に対して、本会議開会中に子ども控室を開設し、事前に連絡があれば保育士の資格を有する臨時職員を配置するものであるが、これまで本会議開会中の実績はない。しかし、閉会中の委員会において請願の趣旨説明を行う際に子どもを預かった例はある。

《松本市議会基本条例の取り組み》

#### ①条例制定の背景と経過

平成19年8月から議会改革の検討を具体的に進め、平成21年3月に全会一致で可決、同年4月1日から施行。

#### ②検討手順

条例の検討については、他自治体の規定内容を検討しつつ、松本市の現状の取り組みを整理し、条例の枠組みイメージを作成。各会派の意見を参考に条例のたたき台を作成するとともに、各会派から議員間の自由討議、議会報告会、反問権、政策立案・提言などの





論点を協議し条例の素案を完成させた。この間、随時市民からの意見を聞くとともに、パブリックコメント、理事者側の意見、議員協議会での協議を重ね、条例制定までに至った。

### ③推進組織の設置

議員一人ひとりが責任と自覚をもって議会基本条例を推進するとともに、活動原則に則して4部会を設置した。自ら企画・立案・運営することを目的に、政策、広報、交流部会の3部会と、各部会の調整や具体的施策の進行管理・検証を行う進行管理部会があり、部会で企画・立案した内容は、議会運営委員会で協議・決定し実行している。現在、各部会の検討内容のバランスや進行管理部会と議会運営委員会の関係等について検討中である。

部 会 名	研究・検討する事項
政 策 部 会	政策提案及び政策提言、議会運営の充実と効率化、議員研修の企画及び運営等
広 報 部 会	情報発信・情報提供、議会報告会の企画及び運営等
交 流 部 会	市民参加及び市民連携、市民意見の把握、他市議会との交流及び連携等
進行管理部会	議会基本条例に基づく具体的施策の進行管理

### ④条例制定後の取り組み事項

#### (1) 政策関係

##### ア) 請願・陳情の趣旨説明の導入

委員会審査時に説明（5分間程度）の機会を提供し、説明後に請願者等に対し質疑を行う。

##### イ) 移動委員会の活用

地域住民に関わりが深く、関心の高い議題については当該地区で委員会を開催。

##### ウ) 議員研修の充実

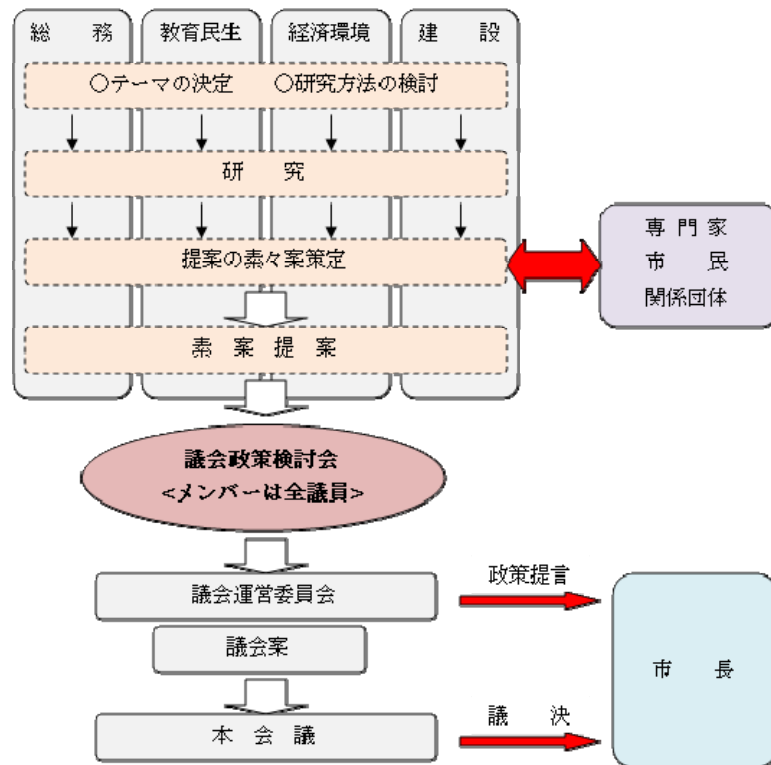
政策部会が企画、運営し、議員研修会の充実を図るとともに、新規研修会として当面する課題について外部講師を招きながら前期・後期の年2回の研修会を実施。

##### エ) 政策提案・政策提言の推進

常任委員会ごとにテーマを設定し、研究・検討を行い、研究結果を全議員で構成する「松本市議会政策討論会」で議論し、議会として政策提案・提言等をしている。

常任委員会は、調査研究結果を議会政策討論会に提案し、集約された提案は議会運営委員会で内容を審査し、議会案又は政策提言として取り扱う。

※常任委員会テーマの検討プロセス図



(2) 広報関係

ア) 委員会レポート

年4回の定例会終了後に委員会審査状況及び直近の議会活動等を地元のケーブルテレビで放送。

イ) 議会報告会

議会の仕組み、基本条例の取り組み、定例会審議結果等を報告。併せて、参加者から議会に対する意見・提言をいただくとともに、これまで27回開催し、参加者数は概ね各会場30名程度となっている。なお、市内には35地区あり、これまで27地区で開催している。今年度中に残り8地区において開催し、市内全35カ所で実施したいとしている。

ウ) 議案に対する賛否の公表

ホームページに全議案の賛否を公表し、市議会だよりについては紙面に制約があることから、必要に応じて公表している。

エ) 議員出前講座

議会の取り組み等について、市内の団体等から依頼があれば議員が講師を務める講座をこれまで2度開催している。

(3) 交流関係

ア) 各種団体との意見交換

交流部会が中心となり、町会連合会、民生委員・児童委員協議会、PTA連合会等と年1回実施している。正副議長、議会運営委員会・



各常任委員会の委員長が中心となり意見交換をし、場合によっては全議員が対象となる。

イ) 市民交流会議

(松本市議会ステップアップ市民会議→H22年度設置、H23年度改選)

市民からの意見・提言を議会活動、議会運営に反映することにより、市民参加、より開かれた議会の実現につなげることを目的に、市民から公募された委員が、①説明責任、情報発信、②議会機能の強化、議会運営、③市民交流・参加・意見の把握等のテーマを決めた3分科会を設置。委員は随時分科会を開催（自主運営）し、意見・提言を集約する。分科会の集約結果を報告後、委員と議会側の出席者（正副議長、各委員長、部会長等）による意見交換を行い、この結果を踏まえ議長に提言書が提出される。議長は議会としての考えを集約したのち、提言書に対する取り組み等について委員に最終報告を行っている。

なお、現在は休止状態となっているが、平成27年の改選後から第3期目を実施予定としており、これまで意見・提言により取り入れた主な事項は、傍聴者への会議資料の提供、議会だよりに市民の意見・感想欄を掲載、決算特別委員会の増員、議会報告会での市民との意見交換の充実などである。

【主な質疑】

Q 政策提言の推進と結果について。

A 毎年各常任委員会が委員の意見を集約し、当年度のテーマを決め、行政視察等もテーマに沿った内容で調査、研究する。その間、情報収集の中で地域の関係諸団体等との意見交換も行い、全議員が参加する政策討論会に提案する。政策討論会は全会一致が基本のため、意見等が出た場合は再度各常任委員会で協議することとなる。政策討論会でまとまった提案項目は、議会運営委員会で内容を審査し議会案（議員提出議案）又は政策提言として取り扱う。



また、政策提言の結果については、予算に反映されるものと理事者側で検討段階のものに分かれ、チェックは完全にできないものの政策提言が市の事業と何らかの結びつきがあるのが現状である。

Q こども議会の開催の有無について。

A これまで、こども議会の開催実績はない。ステップアップ市民会議において、子ども議会の開催について提言を受けたが、子どもが議場で議論するのではなく、高校生を対象とし現代社会の授業の一貫で取り入れてもらい、将来市議会

に興味を持ってもらうために、請願・陳情を提出し審査を行う内容であったが、実行には至らなかった。また、他自治体の状況等も参考にしながら広報部会で検討した経緯もあるが採用にはならなかった。

Q 議会だより編集委員会について。

A 編集委員会は各会派から1名の5名で構成。内容は一般質問が中心で、掲載内容については一般質問実施者の意向に任せているが、紙面割り当てに制約があるため、会派の人数が多いほど割り当ては多くなる。現在、レイアウト等については編集委員会が行うが、以前は全て議会事務局で作成していた。編集委員会が設置された平成20年以降は少しでも事務局の負担を軽減しようと議員自らが編集を行いながら写真等を提供しているが、今後も事務局職員の協力も必要と考えている。

Q 議会だよりの配布方法について。

A 本庁舎から各支所経由で町会又は直接町会を経て各世帯に配布している。町会に加入していない市民に対して希望があれば直接郵送も可能である。また、平成14年から点字・音声版を発行し、点字版90部、音声版の録音テープ25本を各種団体に配布している。

Q 一般質問の形式について。

A 代表質問制を基本に個人質問も含めた形式となっており、会派の人数によって時間を割り当てている。会派に対する基礎時間を15分（質問時間のみで答弁を含まない）に設定し、基礎時間に所属議員一人当たり15分を加算。無所属議員は一人当たり15分となっている。なお、無所属議員は1定例会15分で年間60分となる。

Q 議会報告会で出された要望等に対する対応について。

A 議会報告会はあくまでも議会の報告であって、市長部局の市政報告会とは区別している。道路改修等の予算を伴う要望は一応意見として受けるが、議会としての回答、議員個人としての回答はしないこととしており、このことは市民も理解し参加している。当市議会の手法としては、予算を伴う要望等は議員個人の議会報告会や後援会で処理することとしており、全体の議会報告会ではあまり上がってこないのが現状である。

#### 【委員の所感】

- ・政策提言は参考にしたい。議員が研究・検討することは良いことである。また、議会の情報公開も進んでいる。
- ・議会だよりは一般質問の応答が中心であるが、紙面の割り当てと一般質問の時間割り当てが会派毎の人数により与えられていることに驚きを感じた。
- ・常任委員会から政策提言を行うことになっているが、常任委員会が形骸化している当市にとっては教訓となった。
- ・主義主張、信念、理念、党派を超えて各種団体と意見交換していることに感心した。民生委員、町内会、PTA、消防団などとの「議会出前講座」は当市でも取

- り入れることができないか検討するべきである。
- ・地域住民が悩んでいること、今必要なことを取り上げて調査検討し、政策につなげる委員会活動と感じた。当市の委員会のあり方を考えさせられた。

上記のとおり視察報告いたします。

平成26年12月5日

むつ市議会議長 山本留義様

総務教育常任委員会

委員長 石田勝弘